

(2) 国民年金保険料の収納対策の的確な実施

勸 告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>(保険料の納付方法)</p> <p>保険料の納付方法についての必要な事項は政令で定めることとされており（法第92条第2項）、具体的には、被保険者は、保険料を納付しようとするときは、厚生労働大臣が交付する納付書を添付しなければならないとされている（国民年金法施行令（昭和34年政令第184号。以下「令」という。）第6条の13）。ただし、厚生労働大臣は、被保険者から、口座振替による納付やクレジットカードによる納付（以下、これらの納付方法を「口座振替等」という。）を希望する旨の申出があった場合には、これらの納付が確実と認められ、かつ、これらの申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、これらの申出を承認することができることとされている（法第92条の2並びに第92条の2の2第1項及び第2項）。</p>	<p>図表2-(2)-①</p>
<p>機構では、被保険者のニーズに応じた多様な納付方法を整備することは保険料納付率の向上に寄与するとしており、上記のとおり、納付書による納付のほか、口座振替等を可能としている。また、納付書による納付は、銀行等の金融機関及び郵便局で行えるほか、コンビニエンスストアでも可能となっており、さらに、電子納付（納付書に記載された番号を利用して、ATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング、テレフォンバンキングによって納付する方法をいう。以下同じ。）も可能となっている。</p>	<p>図表2-(2)-②</p>
<p>(行動計画に規定されている収納対策)</p> <p>機構は、国民年金保険料の収納対策に関し、毎事業年度の行動計画において、①現年度納付率を前年度納付率から1.0ポイント以上向上させること、②口座振替実施率（当該年度末における被保険者（保険料の全額免除又は納付猶予を受けている者を除く。）に占める口座振替による納付を行っている者の割合をいう。以下同じ。）を前年度末のそれと同等以上の水準とすること、③前年度及び当該年度に最終催告状（注）を送付した者の20%以上から口座振替を獲得すること等の目標を掲げている。</p> <p>（注）所得がありながら保険料を納付しない者に対して行う強制徴収業務の一環として、自主納付を促す最後の催告文書であり、記載した指定期限までの納付を求め、指定期限までに納付されない場合は、滞納処分を開始することを明記している。</p>	<p>図表2-(2)-③</p>
<p>これらの目標を達成するため、毎事業年度の行動計画において、次のような取組内容が規定されている。</p> <p>① 特別催告状（注）の送付、新規・短期未納者等への納付書の送付、新たに第1号被保険者となる者に対する納付等勧奨の実施、適正な法定免除処理の実施等、全ての年金事務所において必ず実施するもの（以下「必須対策」という。）</p> <p>（注）長期間保険料納付のない者や免除申請のない者等に対し送付する催告文書であり、記載した指定期限までの納付を求め、指定期限までに納付されない場合は、滞納処分</p>	<p>図表2-(2)-④</p>

を開始することがある旨を明記している。

- ② 一定の属性の者への納付書及び口座振替納付申出書の送付、免除等に係る勧奨の実施等、未納者の属性（未納期間や所得等）や地域事情等を踏まえ各年金事務所が独自に選択して実施するもの（以下「独自対策」という。）
- ③ 年金事務所や機構本部から送付する納付書等の情報や、納付督促の効果が見込まれる未納者属性ごとの情報の受託事業者への提供等、受託事業者との連携
- ④ 口座振替の促進や各種届書への被保険者の電話番号の記載についての市町村（特別区を含む。以下同じ。）への協力依頼、学生納付特例の説明会の実施等についての大学等への協力要請等、関係機関との協力・連携

【調査結果】

中期目標では、国民年金保険料の収納対策が「従来からの懸案事項」とされ、低水準にとどまっている保険料納付率の速やかな引上げが求められている。これを踏まえ、機構は、中期計画において、効果的かつ効率的な納付督促の実施、保険料納付義務の免除・猶予制度や口座振替の利用促進等の収納対策を進めることとしており、その着実な実施が求められる。

また、口座振替は、被保険者にとって、機構から納付書の送付を受ける必要がなく、一度申込みを行えば毎回の納付に際し改めて手続をすることなく継続的に納付が行われることになるため、納め忘れの防止や負担軽減になることから、口座振替を推進することは、納付率の向上につながると考えられる。

このような観点から、今回、機構における国民年金保険料の収納対策の実施状況やその効果の発現状況等について調査した結果、以下のような状況がみられた。

ア 行動計画に基づく収納対策の実施状況

当省が45年金事務所を対象として平成28年度及び29年度（29年9月末まで）の行動計画に基づく収納対策の実施状況を調査したところ、次のとおり、一部を除き、おおむね着実に実施されている状況がみられた。

- ① 必須対策については、特別催告状の送付は全ての年金事務所において、新規・短期未納者への納付書の送付はほとんどの年金事務所において実施されていた。

ただし、新たに第1号被保険者となる者に対する取組及び生活保護受給者に対する適正な法定免除処理に関する取組を実施している年金事務所は、各取組によって全体の6割から7割にとどまっていた。

- ② 独自対策については、納付書の送付や免除等勧奨の取組は、各取組によって、ほとんどの年金事務所で実施されているものがある反面、

図表2-(2)-⑤

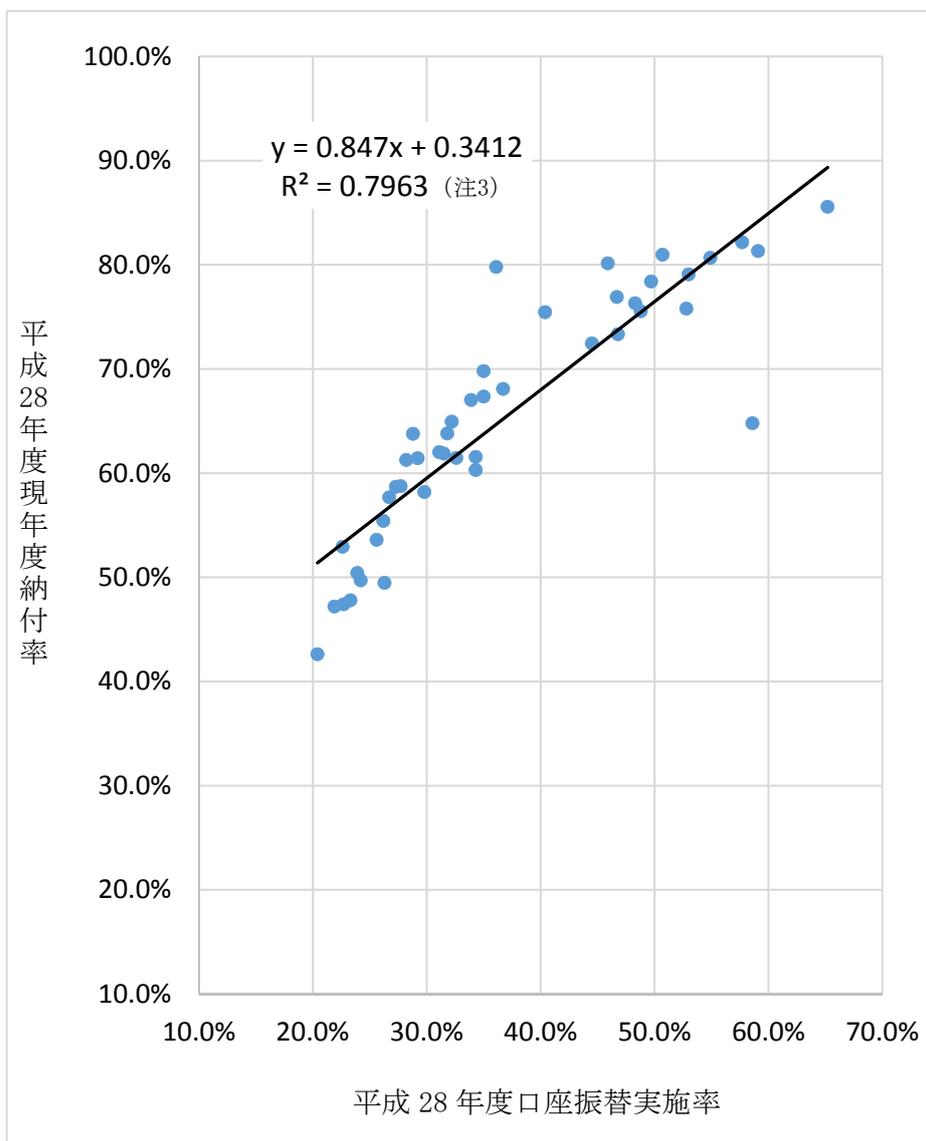
図表2-(2)-⑥

図表2-(2)-⑦

<p>実施している年金事務所が全体の 5 割を下回っているものも一部みられた。中には、i) 各地域部が管轄区域内の年金事務所に対し、統一的に取り組むべき独自対策を示し、その実施を指示している例や、ii) 行動計画に示された取組以外に各年金事務所が独自に積極的な取組を実施している例など、地域の実情に応じて独自対策が講じられている状況がみられた。</p>	
<p>また、口座振替等の利用促進を図るための取組を実施している年金事務所は、各取組によって全体の 4 割から 6 割となっていた。これらの取組を実施していない年金事務所では、その理由として、「納付書を送付する際に口座振替納付申出書等を同封するためには、既に第 1 号被保険者資格を喪失した者等を除外する作業を実施する必要がある、手間が掛かる」、「効果が期待できない」等を挙げている。ちなみに、口座振替納付申出書等の送付以外に、口座振替等の利用促進を図るための特段の取組を実施している年金事務所はみられなかった。</p>	<p>図表2-(2)-⑧</p>
<p>さらに、最終催告状を送付した者に対する口座振替勧奨については、対象者への口座振替納付申出書等の送付、対象者との接触時（本人の年金事務所来所時、架電・受電時）の説明等のほか、原則として一括納付が求められる強制徴収の対象となっている未納保険料について分割納付を認める一方、今後の保険料納付は口座振替で行うことを提案する等、様々な方法で口座振替勧奨に努めている例がみられた。</p>	<p>図表2-(2)-⑨</p>
<p>③ 受託事業者との連携については、優先的に納付督促や免除等勧奨を実施してほしいと考える者の情報等を年金事務所から受託事業者に提供し納付督促や免除等勧奨の実施を要請する等、年金事務所と受託事業者の間で積極的に連携を進めている例がみられた。</p>	<p>図表2-(2)-⑩</p>
<p>一方、調査した受託事業者からは、機構からの情報提供等は全て紙媒体により行われているが、郵送の場合紛失リスク等もあるので、安全性の高い方法に変更してほしい等の意見要望が聴かれた。</p>	<p>図表2-(2)-⑪</p>
<p>④ 関係機関との協力・連携については、相手方機関の協力が得られていないことから、市町村に協力要請を行い被保険者の電話番号の提供を受ける取組は9割近くの年金事務所で、大学等に職員を派遣して学生納付特例制度の周知等を行う取組は7割近くの年金事務所で、それぞれ両年度とも実施されていないなど、関係機関との協力・連携に係る取組が実施できていないとする年金事務所が比較的多くみられた。</p>	<p>図表2-(2)-⑫</p>
<p>また、調査した市からは、年金事務所からの情報提供や各種制度の運用等の改善を求める等の意見要望が聴かれた。</p>	<p>図表2-(2)-⑬</p>
<p>イ 行動計画に基づく収納対策の効果の発現状況</p>	
<p>行動計画に基づく収納対策の最終的な成果である保険料の現年度納付率は、平成 25 年度に 60.89%であったところ、29 年度には 66.34%まで上昇し、中期目標期間中に 60%台半ばを目指すとしている中期計画の目</p>	<p>図表2-(2)-⑭</p>

<p>標を達成している。また、機構は、中期目標等を踏まえ、毎年度、現年度納付率の具体的な目標を設定しているが、これについても、平成 28 年度、29 年度とも達成している。</p>	
<p>さらに、機構は、毎年度、年金事務所ごとの現年度納付率の具体的な目標を設定しているが、当省が 45 年金事務所を対象として当該目標の達成状況を調査したところ、28 年度は 37 年金事務所（82.2%）、29 年度は 27 年金事務所（60.0%）において目標を達成している。</p>	<p>図表2-(2)-⑮</p>
<p>一方、口座振替の利用促進を図るための取組については、次のとおり、口座振替の普及の面で必ずしも十分な効果が上がっているとはいえない状況がみられた。</p>	
<p>① 平成 25 年度から 29 年度までの 5 年間における口座振替実施率をみると、35%台で推移しており、毎事業年度の行動計画に示された目標（前年度と同等以上の水準を確保）はおおむね達成しているものの、ほぼ横ばいの状況が続いている。また、平成 26 年度から 28 年度までの 3 年間における現年度保険料の納付月数に占める口座振替による納付月数の割合は低下傾向にある。</p>	<p>図表2-(2)-⑯</p>
<p>② 平成 27 年度及び 28 年度に最終催告状を送付した者のうち、口座振替勧奨が行われた者を無作為に抽出し（281 人）、これらの者の口座振替の申請状況を把握したところ、当該勧奨の結果、口座振替を申請した者は 39 人（13.9%）にとどまっていた。</p>	<p>図表2-(2)-⑰</p>
<p>また、45 年金事務所について、平成 27 年度及び 28 年度に最終催告状を送付した者のうち口座振替を申請した者の割合は、当該数値を把握できた 27 年金事務所の平均で 14.1%であり、毎事業年度の行動計画で定められた目標（20%以上）を達成した年金事務所も 8 年金事務所（17.8%）にとどまっていた。</p>	<p>図表2-(2)-⑱</p>
<p>これについて、調査した年金事務所からは、「口座振替の利用は任意であり、強く勧奨できない」、「強制徴収対象者は納付意識が低い者が多く、勧奨しても受け入れられない」等の意見が聴かれた。</p>	
<p>ウ 口座振替実施率が現年度納付率に与える影響</p>	
<p>行動計画に基づく収納対策のうち、口座振替の利用促進を図るための取組は、前述のとおり、口座振替の普及の面で必ずしも十分な効果が上がっているとはいえないものの、口座振替は被保険者の納め忘れの防止や負担軽減になり、納付率の向上につながると考えられることから、当省が 45 年金事務所を対象として口座振替実施率が現年度納付率に与える影響について分析したところ、次のような傾向がみられた。</p>	
<p>① 平成 28 年度の口座振替実施率と同年度の現年度納付率との相関関係を分析したところ、相関係数（注 1）は 0.892 となっており、口座振替実施率と現年度納付率の間には強い正の相関があると考えられる。また、これらについて単回帰分析（注 2）を行ったところ、次図の</p>	<p>図表2-(2)-⑲</p>

とおりになった。



- (注) 1 「相関係数」は、2つの変数（本行政評価・監視では口座振替実施率と現年度納付率）の関係性を表す数値であり、1に近いと正の相関（例：口座振替実施率が高いと現年度納付率も高い）が強いことを示す。
- 2 「単回帰分析」は、2つの変数の一方を説明変数に、もう一方を目的変数とし、説明変数と目的変数の間に式を当てはめ、目的変数の変動が説明変数の変動によってどの程度影響されるかを分析するものである。
- 3 「 R^2 （決定係数）」は、単回帰分析の式の精度を表す指標であり、この値が1に近いほど精度が高く、0に近いほど精度が低いことを示す。

これによれば、口座振替実施率が1%高くなると現年度納付率が0.847%高くなるという関係にあることから、行動計画に基づく収納対策として口座振替の利用促進の効果が高いことが示唆される。

- ② ①を踏まえ、口座振替による保険料納付の状況を精査したところ、口座振替利用者の平成28年度の現年度納付率は、45年金事務所の平均で93.9%となっており、いずれの年金事務所においても90%を上回っていた。また、他の納付方法の利用者も含めた全体の現年度納付率（45年金事務所の平均で62.7%）を約30ポイント上回っていた。

図表2-(2)-⑳

③ イ②で前述した「平成 27 年度及び 28 年度に最終催告状を送付した者」は、一定の未納期間及び所得があり、かつ、度重なる納付督促にも応じない者であることから、納付意識が低い者であると推定されるが、これらの者であって、調査した年金事務所が口座振替勧奨を行った者のうち、当該勧奨の結果新たに口座振替を利用することとなった者を抽出し、これらの者の口座振替開始後平成 29 年 8 月までの期間における保険料の納付状況を把握したところ、当該期間における納付率は 89.5%であった。

図表2-(2)-⑳

以上のことから、今後、より一層の保険料納付率の向上を図るためには、口座振替の利用促進を一層進めていくことが特に効果的であると考えられる。

エ 更なる保険料納付率の向上を図るための取組の強化の必要性

前述のとおり、行動計画に基づく収納対策はおおむね着実に実施されている状況にあり、また、保険料納付率も上昇傾向にあるが、今後、更なる保険料納付率の向上を図るためには、引き続き、行動計画に基づく収納対策を着実に実施していくとともに、一部の年金事務所において実施されている効果的な取組を全国展開していくことや、現状では実施が低調な取組についても積極的に実施していくための方策を検討すること等も必要であると考えられる。

また、保険料納付率の向上に有効であると考えられるが、口座振替の普及の面で必ずしも十分な効果が上がっているとはいえない口座振替の利用促進を図るための取組について、口座振替納付申出書等を送付するなどの現状にとどまらず、より一層強化していくことが求められると考えられる。

この点について、調査した市からは、口座振替の利用促進を図るための取組として、口座振替の開始・停止に係る期間の短縮、口座振替申出手続の簡略化・効率化等を求める意見が聴かれた。

図表2-(2)-㉑

また、国民年金の保険料と同様に多くの被保険者が納付義務を課されている国民健康保険の保険料に関しては、保険者である市町村等が、その国民健康保険条例施行規則等において、保険料の普通徴収に係る納付について、その方法を口座振替による旨を規定することで口座振替による納付を原則化したり、口座振替の申出手続をより容易にする取組を実施したりする等、保険料の口座振替による納付を促進するための積極的な取組を実施している例がみられた。

図表2-(2)-㉒

【所見】

したがって、厚生労働省は、今後、更なる保険料納付率の向上を図る観点から、以下の措置を講ずる必要がある。

- | | |
|---|--|
| <p>① 次期中期目標において口座振替による保険料納付を促進する旨を定めるとともに、機構に対し、次の取組を実施するよう指導するなど、口座振替の利用促進を図るための取組の強化を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none">i 次期中期計画において、現行の中期計画を上回る水準の口座振替に係る具体的な目標を掲げること。ii 口座振替の申出手続をより容易にするよう措置すること。 <p>② 機構に対し、一部の年金事務所において実施されている保険料の収納対策の取組について、その効果を検証し、効果的な取組については、積極的に全国の年金事務所へ展開していくよう、指導すること。</p> <p>③ 関係機関との協力・連携に係る取組について、その実態を把握・分析し、年金事務所が的確に実施できるような方策を検討すること。</p> | |
|---|--|

図表 2-(2)-① 保険料の納付方法に関する法令の規定

○ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）（抜粋）

（保険料の通知及び納付）

第 92 条 厚生労働大臣は、毎年度、被保険者に対し、各年度の各月に係る保険料について、保険料の額、納期限その他厚生労働省令で定める事項を通知するものとする。

2 前項に定めるもののほか、保険料の納付方法について必要な事項は、政令で定める。

（口座振替による納付）

第 92 条の 2 厚生労働大臣は、被保険者から、預金又は貯金の払出しとその払い出した金銭による保険料の納付をその預金口座又は貯金口座のある金融機関に委託して行うこと（附則第五条第二項において「口座振替納付」という。）を希望する旨の申出があつた場合には、その納付が確実に認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

（指定代理納付者による納付）

第 92 条の 2 の 2 被保険者は、厚生労働大臣に対し、被保険者の保険料を立て替えて納付する事務を適正かつ確実に実施することができる者と認められる者であつて、政令で定める要件に該当する者として厚生労働大臣が指定するもの（以下この条において「指定代理納付者」という。）から付与される番号、記号その他の符号を通知することにより、当該指定代理納付者をして当該被保険者の保険料を立て替えて納付させることを希望する旨の申出をすることができる。

2 厚生労働大臣は、前項の申出を受けたときは、その納付が確実に認められ、かつ、その申出を承認することが保険料の徴収上有利と認められるときに限り、その申出を承認することができる。

3 （略）

○ 国民年金法施行令（昭和 34 年政令第 184 号）（抜粋）

（保険料の納付方法）

第 6 条の 13 被保険者は、保険料を納付しようとするときは、厚生労働大臣が交付する納付書を添付しなければならない。ただし、厚生労働大臣が定める場合は、この限りでない。

（指定代理納付者の指定要件）

第 6 条の 14 法第九十二条の二の二第一項に規定する政令で定める要件は、次に掲げるものとする。

一 指定代理納付者（法第九十二条の二の二第一項に規定する指定代理納付者をいう。）として同項に規定する被保険者の保険料を立て替えて納付する事務（以下この条において「立替納付事務」という。）を適正かつ確実に遂行するに足りる財産的基礎を有すること。

二 その人的構成等に照らして、立替納付事務を適正かつ確実に遂行するに足りる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

三 被保険者がクレジットカード等（それを提示し又は通知して、特定の販売業者から商品若しくは権利を購入し、又は特定の役務の提供の事業を営む者から有償で役務の提供を受ける

ことができるカードその他の物又は番号、記号その他の符号をいう。)を提示し又は通知して、商品若しくは権利の購入又は役務の提供を受けることにより支払うこととなる当該商品若しくは権利の代金又は当該役務の対価に相当する額が当該被保険者の支払能力を超えることがないように必要な措置を講じていること。

図表 2-(2)-② 保険料の納付方法

納付方法		概要
納付書による納付	窓口納付	日本銀行、銀行、郵便局、コンビニエンスストア等の窓口で、機構から送付された納付書を用いて、保険料を納付するもの
	電子納付	金融機関に設置されているATM、インターネット接続端末、携帯電話、スマートフォン、電話（音声案内）を利用して、機構から送付された納付書に記載されている「収納機関番号」、「納付番号」、「確認番号」を入力して、保険料を金融機関の口座から引き落とすもの
納付書によらない納付	口座振替	口座振替納付申出書を年金事務所又は金融機関に提出することで、保険料を金融機関の口座から引き落とすもの
	クレジットカード納付	クレジットカード納付申出書を年金事務所に提出することで、保険料をクレジットカード会社の立替えにより納付するもの

(注) 機構の資料に基づき、当省が作成した。

図表 2-(2)-③ 国民年金保険料収納対策にかかる平成 29 年度行動計画（全体版）（平成 29 年 4 月
日本年金機構）（抜粋）

2. 機構全体目標

最終納付率70%以上を達成することを目指し、平成29年度の機構全体の納付率についての最低目標を次のとおりとする。

(1) 平成29年度分保険料の現年度納付率の目標

平成29年度分保険料の現年度納付率については、平成28年度末納付率から少なくとも1.0ポイント以上の伸び幅を確保する。

(2) 平成28年度分保険料の平成29年度末時点の納付率の目標（過年度1年目の目標）

平成28年度分保険料の平成29年度末時点の納付率については、平成28年度末から少なくとも4.0ポイント以上の伸び幅を確保する。

(3) 平成27年度分保険料の平成29年度末時点の納付率の目標（過年度2年目の目標）

平成27年度分保険料の平成29年度末時点の納付率については、平成27年度の現年度納付率から少なくとも7.0ポイント以上の伸び幅を確保する。

(5) 口座振替実施率

平成29年3月末の事業状況統計表の実施率と同等以上の水準を確保する。

(6) コンビニエンスストア、インターネットバンキング及びクレジットカードによる納付件数の合計数については、前年度と同等以上の水準を確保する。

(7) 強制徴収の目標

② 口座振替獲得者数

平成29年度及び平成28年度に送付した最終催告状件数の20%以上とする。

5. 本部（国民年金部・事業推進統括部・地域部）、年金事務所、事務センターそれぞれの取組

(1) 取組における役割分担

① 本部（国民年金部・事業推進統括部）（本部が主体的に取り組む業務）

ア 年度目標の設定（国民年金部）

最終納付率70%以上を達成することを目指すために必要な年度目標を設定する。

イ 機構全体、地域部及び年金事務所の目標設定（事業推進統括部、地域部）

年度目標を確実に達成するため、機構全体、地域部及び年金事務所の目標を設定する。

年金事務所の目標設定にあたっては、年金事務所ごとに納付率の高低、所得階層ごとの未納月数、納付月数等の状況を反映した目標を設定する。

図表 2-(2)-④ 国民年金保険料収納対策にかかる平成 29 年度行動計画策定手順書（平成 29 年 4 月
日本年金機構）（抜粋）

4. 取組及び留意事項

(1) 納付督促対象者、免除対象者等への取組及び留意事項

① 目標達成に向けて必ず実施する取組

現年度保険料・過年度保険料のより一層の実績向上を図るための取組として、財産の差押えを明記した特別催告状の発行は有効な手段であることから、全ての年金事務所において、毎週計画的に実施すること。

また、特別催告状送付後は受託事業者の納付督促の対象外とするため、一定期間が経過するまで各年金事務所で納付督促を行い、その後は速やかに受託事業者を引き継ぐこと。

イ 年金事務所において実施する取組

(ア) 特別催告状の送付【実施時期：通年】

原則本部発送とするが、地域性を考慮した取組や、よりきめ細やかな対応が必要とされる対象層については、各月週次で計画し確実に実施する。（以下略）

(イ) 新規、短期未納者への納付書の送付【実施時期：通年】

未納期間 1～2 月の新規未納者に対して、新規未納から早い時期に未納期間分納付書送付（本部配信分）を活用するなどにより、納付書を送付する。また、現年度に 1～2 月の未納を有する者に対しても同様に納付書を送付する。

(ウ) 一部免除承認者で未納となっている者への納付書の送付【実施時期：通年】

一部免除承認者で承認期間に未納を有する者に対して、納付書を送付する。

(エ) 新たに第 1 号被保険者となる者に対する取組

a 職権適用者に対する勧奨【実施時期：通年】

特定業務契約職員による適用勧奨を行う際には、制度説明に併せて免除勧奨等を実施する。

b 20 歳到達者（年金手帳送付者を含む）に対する勧奨【実施時期：通年】

20 歳到達者については、年齢別の納付率も低調であり未納者の比率も高いため、年金手帳等送付時に学特申請書チラシ等を同封するなどして学生納付特例制度等について周知するとともに、納付勧奨を実施する。

(オ) 適正な法定免除処理【実施時期：通年】

法定免除該当者又は非該当者について、市区町村等関係機関及び関係部署との連携により、適確に把握し、国民年金法施行規則第 75 条及び第 76 条に基づき適正に処理する。

a 障害年金受給者

b 生活保護法に基づく生活扶助受給者（以下略）

② 年金事務所が独自に計画する取組

以下の取組については、前記①目標達成に向けて必ず実施する取組を実施した上で、各年金事務所の実状を踏まえ効果的な取組を実施すること。（以下略）

ア 口座振替不納者に対する取組

(ア) (中略) 口座振替不能者に対し、現金前納割引額の優位性を強調した納付勧奨を実施すること。【実施時期：5月・11月】

(イ) 再振替不能により1か月分が未納となった者へ納付書を送付し納付督促する。【実施時期：通年】

イ 納付書の送付

未納期間分納付書送付(本部配信分)を活用する他、効果的なきめ細かな取組を実施する場合は、以下のとおり行う。

(ア) 現年度未納者への送付【実施時期：通年】

前年度完納者のうち、現年度未納者に対して納付書及び口座振替申請書等を送付する。

(イ) 現年度、過年度の両方に未納期間を有する短期・中期未納者への送付【実施時期：通年】

現年度、過年度の両方に未納期間を有する短期・中期未納者に対して納付書のほか口座振替申請書等を送付すること。

(ウ) 納付が比較的容易に期待できる者への送付【実施時期：通年】

50歳代の現年度未納者など、納付が比較的容易に期待できる者に対して納付書のほか口座振替申請書等を送付する。

(エ) 厚生年金保険資格取得者への送付【実施時期：通年】

厚生年金保険に加入している者に対して、厚生年金保険加入前の未納期間に係る納付書を送付する。

(カ) 2か月前の資格取得者で現金納付している者を対象に納付書及び口座振替申出書やクレジットカード納付申出を送付し、口座振替、クレジット勧奨を実施する。

ウ 一部免除承認者及び職権適用者に係る随時分納付書送付時等の納付勧奨【実施時期：通年】

(ア) 一部免除承認者は、(中略)随時分納付書を「別送扱い」とした上で、チラシを同封して送付する。

(イ) 「職権適用者」に係る随時分納付書に適用通知書とチラシを同封して送付する場合は、「別送扱い」とする。また、第2号被保険者からの移行者については、特例免除に該当する可能性が高いことから、適用通知書等送付時に免除申請書チラシ等を同封するなどして免除制度について周知する。

エ 学生納付特例申請に係る勧奨

(ア) (中略) ターンアラウンド申請書の作成・送付【実施時期：4～5月】

(中略) 平成29年4月以降も引き続き在学予定である者に対し、ターンアラウンド申請書を作成の上、5月末までに到達するよう送付する。

(イ) ターンアラウンド申請書送付後の事後フォロー【実施時期6月～】

(中略) 受託事業者による事後フォローを着実に実施させる。

(ウ) 大学等のオリエンテーション及び学生証の交付時に職員を派遣して学生納付特例制度の周知と申請書の受理を行う。【実施時期：4月～】

(エ) ターンアラウンド申請書（学生納付特例）未提出者に対する再勧奨【実施時期 6月～7月】（以下略）

オ 申請免除・納付猶予に係る取組

(ア) 卒業した学生納付特例承認者に対する勧奨【実施時期：6月～】

卒業した学生納付特例承認者に対して納付書の送付に併せて納付猶予申請書を送付する。

(イ) 把握できた卒業予定者に対して納付猶予申請書を送付する。【実施時期：1月～3月】

(例) 卒業者に対する大学からの案内文書に納付猶予制度チラシの同封など

カ 納付督促及びターンアラウンドによらない免除勧奨は受託事業者において実施することから、独自対策として、納付書の送付及び免除等対象者へのターンアラウンド方式による免除勧奨を行うこと。なお、より効果を高めるため受託事業者に対してフォローコールを依頼するなど連携を密に行う。

(ウ) 免除対象層に対する免除等申請勧奨

申請すれば全額免除や学生納付特例等が承認される未納者を対象に、ターンアラウンドによる免除等勧奨を実施する。（以下略）

キ 納付書未送達者に対して居所未登録調査を実施して該当者を居所未登録者として登録すること。【実施時期：通年】（以下略）

ク ハローワーク（職業安定所）の雇用保険受給者初回時説明会において免除制度を説明し、取得届・免除申請書を受理する。【実施時期：通年】

ケ 電話番号の未収録者への取組【実施時期：通年】

(ウ) 市区町村に協力要請を行い、電話番号の情報提供を受けて電話番号を登録する。

(3) 市場化テスト事業の進捗管理等に関する取組と留意事項（以下略）

③ 受託事業者と年金事務所等の協力・連携

ア 年金事務所が実施する対策等の情報提供

受託事業者による効率的・効果的なフォローを実施するため、年金事務所や本部から送付する納付書等の情報をきめ細かく提供すること。

イ 督促を強化すべき対象者の情報提供

効果が見込まれる未納者属性ごとの情報を（中略）提供し、その結果について報告を求めること。

(4) 関係機関との協力・連携

免除等ターンアラウンド申請書の送付や強制徴収を実施する上で所得情報は必要不可欠であることから、平成29年4月中に磁気媒体による情報取得が行えるよう、市区町村との連絡調整を密にすること。

また、市区町村は各種届出等の受付窓口であり、被保険者と接する機会が多いため、この機会を活用し、被保険者への制度周知等を十分に行うとともに、第1号被保険者資格取得時の口座振替納付や現金による2年前納の促進、各種届書への電話番号の記載について協力依頼すること。

その他、免除等の制度周知や申請書の受理におけるハローワーク（職業安定所）との連携や、学生納付特例申請に関する代行事務及び卒業生への納付猶予制度の周知について大学等への協力依頼を行う等、関係機関との連携を強化すること。

① 市区町村への協力依頼

イ 第1号被保険者資格取得時における口座振替の促進や各種届書への電話番号記載について協力を依頼すること。

② ハローワーク（職業安定所）との連携強化

雇用保険受給者初回説明会や初回認定日における相談窓口の設置を含め、免除制度等の周知及び免除等申請書受理について、ハローワーク（職業安定所）で実施できる体制の整備について協力を依頼すること。

③ 大学等への協力要請

学生納付特例申請に関する代行事務や卒業生への納付猶予制度の周知について、説明会の実施、ポスターの掲示など、大学等に協力要請を行うこと。

図表 2-(2)-⑤ 必須対策の実施状況

(単位：件)

年度	平成 28				29 (29年9月未まで)			
	実施	一部実施	未実施	その他	実施	一部実施	未実施	その他
特別催告状の送付	45 (100%)				45 (100%)			
新規・短期未納者への納付書の送付	43 (95.6%)		2 (4.4%)		45 (100%)			
一部免除承認者で未納となっている者への納付書の送付	(独自対策に分類)				45 (100%)			
新たに第1号被保険者となる者に対する取組	34 (75.6%)		11 (24.4%)		32 (71.1%)	2 (4.4%)	11 (24.4%)	
	35 (77.8%)		9 (20.0%)	1 (2.2%)	35 (77.8%)		9 (20.0%)	1 (2.2%)
適正な法定免除処理	44 (97.8%)		1 (2.2%)		44 (97.8%)		1 (2.2%)	
	28 (62.2%)	4 (8.9%)	13 (28.9%)		30 (66.7%)	3 (6.7%)	12 (26.7%)	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、調査した45年金事務所に占める割合である。

3 「その他」は、当該年金事務所において「事務センターが実施する業務であるため、実施の有無が確認できない」としているものである。

図表 2-(2)-⑥ 独自対策の実施状況（主なもの）

（単位：件）

年度		平成 28		29 (29年9月末まで)	
区分		実施	未実施	実施	未実施
納 付 書 の 送 付	前年度の完納者であって、現年度の未納者への送付	40 (88.9%)	5 (11.1%)	40 (88.9%)	5 (11.1%)
	現年度、過年度の両方に未納期間がある短 中期未納者への送付	40 (88.9%)	5 (11.1%)	44 (97.8%)	1 (2.2%)
	50歳代の現年度未納者など、納付が比較的 容易に期待できる者への送付	33 (73.3%)	12 (26.7%)	36 (80.0%)	9 (20.0%)
	厚生年金保険に加入している者で、過去に 国民年金の未納期間がある者への送付	29 (64.4%)	16 (35.6%)	35 (77.8%)	10 (22.2%)
免 除 等 勸 奨	卒業した学生納付特例承認者に、納付書の 送付に併せて納付猶予申請書を送付	34 (75.6%)	11 (24.4%)	44 (97.8%)	1 (2.2%)
	前年度の失業特例免除承認済者に、納付書 の送付に併せて免除申請書を送付	20 (44.4%)	25 (55.6%)	26 (57.8%)	19 (42.2%)
	申請すれば全額免除や学生納付特例等が承 認される未納者に、ターンアラウンド方式 の免除等申請書を送付	42 (93.3%)	3 (6.7%)	45 (100%)	0 (0.0%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () は、調査した 45 年金事務所に占める割合である。

図表 2-(2)-⑦ 独自対策に係る取組例

① 各地域部が管轄区域内の年金事務所に対し、統一的に取り組むべき独自対策を示し、その実施を指示している例

地域部	事例の内容
南関東地域第一部、同第二部	<p>管内の全ての年金事務所に対し、平成 29 年度行動計画に明記されている取組に加え、当該地域部において統一的に取り組むべき独自対策として、次のような取組を実施するよう指示している。</p> <p>① 強制徴収対象者の範囲の拡大及び受給資格期間の短縮を踏まえ、強制徴収対象者や、従来、無年金者として分類されていたことから十分な納付督促が実施されていないと考えられる者への特別催告状等を送付すること。</p> <p>② 平成 28 年度の学生納付特例承認者であって、29 年度も在学予定であり、29 年 4 月分の保険料が未納である者に対し、早期に学生納付特例申請書を送付すること。</p> <p>③ 在学予定年月から勘案して、平成 29 年 4 月以降学生等でなくなったと推定される者で、29 年 4 月分の保険料が未納である者に対し、免除等申請書を送付すること。</p>
中部地域第一部、同第二部	<p>管内の年金事務所が平成 29 年度行動計画に基づき各年金事務所の行動計画を策定するに当たり、効果的と思われる次のような収納対策を取りまとめて示し、これらを取り込んだ行動計画を策定するよう指示している。</p> <p>① 新規未納者への早期の納付催告</p> <p>② 短期未納者への特別催告状の定期的な送付</p> <p>③ 中長期未納者への特別催告状の早期（上半期）の送付 等</p>

② 行動計画に示された取組以外に各年金事務所が独自に積極的な取組を実施している例

年金事務所	事例の内容										
札幌西、札幌東、苫小牧、留萌	<p>特別催告状について、行動計画に示された対象者に限らず、効果があると考えられる対象者を独自に抽出し、送付している。</p> <p>(平成 29 年度の具体的な送付対象者)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>年金事務所</th> <th>送付対象者の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>札幌西</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 現年度に 3 か月の未納期間がある者 前月の職権適用者で未納となっている者 </td> </tr> <tr> <td>札幌東</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 所得未申告者（免除該当見込み者） 多段階免除該当見込み者 強制徴収の対象者となる者のうち、納付猶予該当見込み者 </td> </tr> <tr> <td>苫小牧</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 失業特例免除該当見込み者 </td> </tr> <tr> <td>留萌</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度に免除等が承認されているが 28 年度は免除等未申請の者 年金記録上の住所以外の場所に納付書等の送付を希望している者のうち、未納期間がある者 </td> </tr> </tbody> </table>	年金事務所	送付対象者の例	札幌西	<ul style="list-style-type: none"> 現年度に 3 か月の未納期間がある者 前月の職権適用者で未納となっている者 	札幌東	<ul style="list-style-type: none"> 所得未申告者（免除該当見込み者） 多段階免除該当見込み者 強制徴収の対象者となる者のうち、納付猶予該当見込み者 	苫小牧	<ul style="list-style-type: none"> 失業特例免除該当見込み者 	留萌	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度に免除等が承認されているが 28 年度は免除等未申請の者 年金記録上の住所以外の場所に納付書等の送付を希望している者のうち、未納期間がある者
年金事務所	送付対象者の例										
札幌西	<ul style="list-style-type: none"> 現年度に 3 か月の未納期間がある者 前月の職権適用者で未納となっている者 										
札幌東	<ul style="list-style-type: none"> 所得未申告者（免除該当見込み者） 多段階免除該当見込み者 強制徴収の対象者となる者のうち、納付猶予該当見込み者 										
苫小牧	<ul style="list-style-type: none"> 失業特例免除該当見込み者 										
留萌	<ul style="list-style-type: none"> 平成 27 年度に免除等が承認されているが 28 年度は免除等未申請の者 年金記録上の住所以外の場所に納付書等の送付を希望している者のうち、未納期間がある者 										

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2か月以上の未納期間がある者 ・ 平成28年の所得情報が未収録で、28免除年度に全額免除又は納付猶予の承認を受けている者 ・ 多段階免除該当見込み者であって、納付書を送付しても納付がない者 <p>(注) 1 平成29年5月から9月までの間の取組である。</p> <p>2 このほか、同様の取組を新潟西、新潟東、柏崎、那覇、コザ、石垣の各年金事務所でも実施している例がみられた(送付対象者は年金事務所により異なる。)</p>
一関、郡山	<p>収納支援システム(注)を活用した次のような取組を実施している。</p> <p>① 毎月、収納支援システムから失業特例免除対象者のデータを抽出し、これらの者から新たに厚生年金保険被保険者となった者を除いた残りの者に対して、免除申請書を送付(一関)</p> <p>② 毎月、収納支援システムから厚生年金保険被保険者資格を喪失した者のデータを抽出し、これらの者に対して、納付書を送付(郡山)</p> <p>(注) 国民年金保険料の収納対策を効果的かつ効率的に実施するため、各種データの抽出等が可能な機構の内部システム</p>
柏崎	<p>保険料の一部免除承認者に対し当該承認後初めて納付書を送付する場合、機構本部から送付される納付書には、過去の未納保険料の総額が記載されている。未納期間が長期に及ぶ場合には、納付書を受け取った者が当該納付書に記載されている未納保険料の総額を見て納付意欲をなくしてしまうおそれがあるため、一部免除承認者に初めて送付する納付書を別送登録(注)とし、当該年金事務所において未納月ごとに分割した納付書を作成し、当該未納者に送付している。</p> <p>(注) 機構本部が送付する文書を年金事務所から送付する取扱いとするよう登録するもの</p>
中福岡	<p>新規未納者(未納月が1か月でも発生した者)の減少を図るため、次のような取組を実施している。</p> <p>① 毎月最終週に、新規未納者に対し、納付書を送付</p> <p>② ①で納付書を送付した新規未納者のうち、送付した納付書による納付期限までに保険料を納付しなかった者に対し、当該年金事務所が実施している納付相談会を案内する文書を送付</p> <p>③ ②で納付相談会の案内文書を送付した後においても未納期間がある者に対し、特別催告状を送付するなどして納付督促を実施</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-⑧ 独自対策（口座振替等の利用促進を図るための取組）の実施状況（単位：件）

年 度 区 分	平成 28			29		
	実施	未実施	不明	実施	未実施	不明
① 前年度完納者のうち、現年度未納者に対して納付書及び口座振替納付申出書等を送付	27 (60.0%)	17 (37.8%)	1 (2.2%)	27 (60.0%)	18 (40.0%)	0 —
② 現年度、過年度の両方に未納期間を有する短期・中期未納者に対して納付書のほか口座振替納付申出書等を送付	24 (53.3%)	20 (44.4%)	1 (2.2%)	24 (53.3%)	21 (46.7%)	0 —
③ 50 歳代の現年度未納者など、納付が比較的期待できる者に対して納付書のほか口座振替納付申出書等を送付	21 (46.7%)	24 (53.3%)	0 —	24 (53.3%)	21 (46.7%)	0 —
④ 2 か月前の資格取得者で現金納付している者を対象に納付書及び口座振替納付申出書やクレジットカード納付申出書を送付し、口座振替等の勧奨を実施	19 (42.2%)	26 (57.8%)	0 —	23 (51.1%)	22 (48.9%)	0 —

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、調査した 45 年金事務所に占める割合である。

3 「実施」欄には、①から④までの取組として、口座振替納付申出書等を送付している年金事務所の数計上した。

4 「未実施」欄には、①から④までの取組として、口座振替納付申出書等を送付していない（納付書は送付しているが口座振替納付申出書等を同封していない場合を含む。）年金事務所の数計上した。

5 「不明」欄には、関係する資料が残されていなかったこと等により、①から④までの取組の実施状況が判明しなかった年金事務所の数計上した。

図表 2-(2)-⑨ 最終催告状を送付した者に対する口座振替勧奨の取組例

年金事務所	事例の内容
仙台東	<p>最終催告状送付者と接触（来所、電話）できれば、現年度の新規保険料の口座振替を勧奨している。また、最終催告対象期間の保険料を完納した者のうち、接触できなかった者に対しては、口座振替勧奨文書を送付している。</p> <p>さらに、最終催告対象期間の保険料を完納した者の情報を受託事業者に提供し、口座振替勧奨を依頼している。</p> <p>このほか、最終催告対象期間の保険料の分割納付を希望する者には、分割納付を認める場合には、口座振替納付申出書を提出することを条件としている。</p>
府中	<p>最終催告状を受け取った者から電話があった場合には、納付督促と同時に口座振替を勧奨している。また、滞納保険料を分割して納付することを希望する者に対し、分割納付を認める場合には、口座振替納付申出書を提出することを条件としている。</p> <p>さらに、最終催告状送付者のうち、最終催告対象期間の保険料を完納し、その後も引き続き第1号被保険者であって、かつ、口座振替を実施していない者に対し、口座振替納付申出書を提出するよう、当該年金事務所の職員が電話で勧奨している。</p>
平塚	<p>厚生年金保険被保険者や第3号被保険者となっている者、免除・学生特例納付・納付猶予となっている者を除き、最終催告状を送付する際に、口座振替納付申出書を併せて送付している。</p> <p>また、滞納していた保険料を完納した者が再度未納者となり、当該者が口座振替を申請していない場合には、当該者の情報を受託事業者に提供し、口座振替勧奨を依頼している。</p>
玉出	<p>単に口座振替納付申出書を対象者に送付するだけでは効果が期待できないため、最終催告状、来所通知、督促状、差押予告状等に反応（来所、電話）があった場合、滞納保険料の分割納付や滞納処分の一時的保留の条件として、口座振替の利用を強く要請している。</p>
松山東	<p>既に第1号被保険者資格を喪失している者等を除き、最終催告状を送付する際に口座振替納付申出書を同封している。</p> <p>また、最終催告状送付者と連絡が取れた場合には、滞納保険料の完納前の段階であっても、今後の保険料納付は口座振替による納付が原則であることを説明し、口座振替納付申出書の提出を求めている。</p> <p>さらに、滞納保険料の一括納付が困難である者に対しては、分割納付を認める場合には、口座振替納付申出書を提出することを条件の一つとしているほか、口座振替納付申出書を提出するかどうか態度を保留している者や口座振替納付申出書を提出する約束をしたにもかかわらず当該申出書の提出を行っていない者に対しては、電話による督促を実施している。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-⑩ 年金事務所と受託事業者の間で積極的に連携を進めている例

年金事務所	事例の内容
一関	未納期間がある者であって繰り返し戸別訪問等を行っても接触できなかった者のリストの提供を受託事業者から受け、当該リスト掲載者に納付書を送付している。
墨田	受託事業者が電話勧奨により口座振替等を行う約束を取り付け、年金事務所から口座振替納付申出書等を送付したものの、申出がない（申出書が未返送になっている）者をリスト化して受託事業者に提供し、リストの掲載者に対し、改めて口座振替等を勧奨している。
高松西、松山東、宇和島	市町村から提供された所得情報を基に、一部免除に該当することが見込まれる者のリストを作成して受託事業者に提供し、これらの者への免除申請の勧奨を依頼している。受託事業者の勧奨により免除申請を行った者はリストから除外し、リストに残った者については、再び受託事業者に勧奨を依頼している。
石垣	<p>特別催告状を送付するたびに、送付した者全員のリストを受託事業者に提供し、これらの者に対し優先的に納付督促等を行うよう依頼している。</p> <p>受託事業者では、提供されたリストを基に、リストが提供された月又はその翌月に納付督促を実施し、その結果を毎月、当該年金事務所に報告している。</p> <p>当該年金事務所では、受託事業者が納付督促等を行えなかった対象者について、適宜、電話により納付督促を実施している。</p>

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-⑪ 年金事務所等との連携に関する受託事業者の意見要望（主なもの）

区 分	意見要望の内容
年金事務所等との情報共有等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報流出事件を踏まえ、年金事務所及び機構本部から提供される情報等は全て紙媒体となっているが、郵送の場合紛失リスク等もあるので、安全性の高い方法に変更してほしい。 ・ 各種情報が紙媒体で提供されるため、読み込み作業や読み込み後の誤りチェック等の作業量が多く負担である。 ・ 免除等の申請者に対し納付等督促を行わないよう年金事務所から免除等申請受付簿が紙媒体で郵送されてくるが、当該受付簿が届く前に免除等を申請中の者に納付等督促を行ってしまう場合があるため、電子媒体で提供してほしい。 ・ 年金事務所等と電子メールによるやり取りができず、報告や情報共有が円滑にできなくなっている。
納付記録の早期反映について	<ul style="list-style-type: none"> ・ コンビニエンスストアで納付書により納付した者の納付記録については、年金記録に反映されるまでに時間が掛かるため、行き違いで納付済みの者に対し納付督促等を行ってしまうことがある。年金記録に早期に反映されるようにしてほしい。
年金事務所等から提供される情報の内容について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、未納者に対する年金事務所との折衝履歴が直近2件分しか確認できないが、既に年金事務所に相談している者等に納付督促を行って苦情が発生していることから、もう少し折衝履歴を確認できるようにしてほしい。 ・ 現在、年金事務所からは、未納者が免除等該当見込み者か否かの区分に係る情報が送付されてくるが、未納者のより詳細な所得情報が年金事務所から得られれば、未納者の所得の状況に応じたより効果的な納付督促を行うことができる。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-⑫ 関係機関との協力・連携に係る取組の実施状況

(単位：年金事務所)

年度 区分	平成 28				29			
	実施	一部実施	未実施	その他	実施	一部実施	未実施	その他
大学等のオリエンテーション及び学生証の交付時に職員を派遣して、学生納付特例の周知と申請書の受理を実施	11 (24.4%)	3 (6.7%)	30 (66.7%)	1 (2.2%)	11 (24.4%)	3 (6.7%)	30 (66.7%)	1 (2.2%)
大学等が卒業者に送付する文書に納付猶予制度のチラシ等を同封	17 (37.8%)		27 (60.0%)	1 (2.2%)	19 (42.2%)		25 (55.6%)	1 (2.2%)
ハローワークの雇用保険受給者初回説明会において、免除等制度を説明し、第 1 号被保険者資格取得届及び免除等申請書を受理	22 (48.9%)	13 (28.9%)	10 (22.2%)		25 (55.6%)	13 (28.9%)	7 (15.6%)	
市町村に協力要請し、被保険者の電話番号の提供を受けて登録	5 (11.1%)		40 (88.9%)		6 (13.3%)		39 (86.7%)	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、調査した 45 年金事務所に占める割合である。

3 「一部実施」には、次のものを区分している。

- ・ 大学等のオリエンテーション及び学生証の交付時に職員を派遣し、学生納付特例の周知を行っているが、申請書の受理は行っていないもの
- ・ ハローワークの雇用保険受給者初回説明会において、免除等制度の説明を行っているが、第 1 号被保険者資格取得届及び免除等申請書の受理は行っていないもの

- ・ 年金事務所管内の一部のハローワークにおいてのみ当該取組を実施しているもの
- 4 「その他」は、「大学等のオリエンテーション及び学生証の交付時に職員を派遣して、学生納付特例の周知と申請書の受理を実施」及び「大学等が卒業者に送付する文書に納付猶予制度のチラシ等を同封」の取組の対象となるような大学等が当該年金事務所管轄内に存在しないものである。

図表 2-(2)-⑬ 年金事務所との協力・連携等に関する市の意見要望（主なもの）

区 分	意見要望の内容
年金事務所からの情報提供について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 年金事務所が特別催告状や免除申請書等を被保険者に送付した際には、多数の被保険者が市の窓口にも来所するため、事前に情報（送付する文書の内容、数、時期、対象者等）を提供してほしい。 ・ 免除等制度について分かりやすいパンフレットを作成してほしい。
各種制度の運用等について	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保険料の納付義務者は、第一義的には被保険者本人であるが、法においては、配偶者や世帯主にも連帯納付義務があるものとされている。一方、同居の親族がいても住民票上別世帯にすることで全額免除となっている被保険者と、住民票上同一世帯であるために世帯主の所得の影響で納付猶予となっている被保険者がおり、住民票の世帯構成によって将来受け取る年金額に小さくない差が生じることに疑問がある。 ・ 継続免除を申請した者の中には、当該申請に係る免除の承認期間の終了後引き続き当該期間と同一の事由により当該免除を申請する旨を申し出たことを失念し、提出する必要のない申請書等を改めて提出する者がいる。前の免除の承認期間の終了後に次の期間の継続免除の審査を開始する旨を本人に通知すれば、不必要な申請を未然に防止することができ、市の窓口業務の負担軽減につながるのではないかと。 ・ 海外に転出する市民が任意加入を希望する場合、第1号被保険者資格喪失届と同日に任意加入を届け出なければならないこととされているため、任意加入の希望を事前に相談されても届出は受理できず、任意加入を断念してしまった人がいる。何とかならないかと。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ どこでどのように保険料を納付したらよいかといった基本的な相談が多い。年金事務所から送付される案内パンフレット等の種類が多く、被保険者が混乱しているのではないかとと思われる。 ・ 外国人居住者が多く、対策が必要だと考えるので、外国語（近年増加しているベトナム人、ネパール人等向けの言語）の案内パンフレットの作成など、外国人対策に力を入れてほしい。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-⑭ 各年度の現年度納付率等

区分	現行中期目標・中期計画期間				
	平成 25 年度分	26 年度分	27 年度分	28 年度分	29 年度分
①現年度納付率 (%)	60.89	63.05	63.39	65.04	66.34
前年度実績からの伸び幅 (ポイント)	—	+2.16	+0.34	+1.65	+1.3
行動計画における目標 (%)	—	—	64.09	64.57	66.20
②過年度 1 年目納付率 (%)	67.19	68.56	69.92	71.52	—
現年度納付率との差 (ポイント)	+6.30	+5.51	+6.53	+6.48	—
行動計画における目標 (ポイント)	—	+4.0 以上	+4.0 以上	+4.0 以上	—
③最終納付率 (%)	70.14	72.18	73.14	—	—
現年度納付率との差 (ポイント)	+9.25	+9.13	+9.75	—	—
行動計画における目標 (ポイント)	—	+7.0 以上	+7.0 以上	—	—

(注) 厚生労働省の資料に基づき、当省が作成した。

図表 2-(2)-⑮ 調査した 45 年金事務所における現年度納付率の目標及び実績

年金事務所		27 年度	28 年度			29 年度		
		実績 (%)	目標 (%) A	実績 (%) B	差 (ポイント) B-A	目標 (%) C	実績 (%) D	差 (ポイント) D-C
全国 312 年金事務所の平均		63.39	64.57	65.04	0.47	66.20	66.34	0.14
調査した 45 年金事務所の平均		61.00	62.26	62.82	0.56	64.02	63.98	▲0.04
1	札幌西	56.35	57.35	58.70	1.35	59.99	61.49	1.49
2	札幌東	50.51	51.78	52.93	1.14	54.34	54.68	0.34
3	苫小牧	58.91	60.17	60.30	0.12	61.61	62.47	0.86
4	留萌	76.59	77.59	80.15	2.56	80.87	81.54	0.67
5	仙台東	59.27	60.49	61.44	0.96	62.69	63.23	0.54
6	一関	72.44	73.66	75.46	1.80	76.44	76.74	0.31
7	郡山	59.87	61.34	61.88	0.54	63.26	63.82	0.56
8	寒河江	77.62	78.52	79.09	0.57	79.85	80.27	0.42
9	新宿	52.75	53.91	53.60	▲ 0.31	55.10	54.27	▲0.84
10	墨田	61.62	62.77	63.77	1.01	65.00	65.42	0.42
11	足立	54.55	56.15	55.41	▲ 0.74	56.88	56.59	▲0.29
12	府中	62.85	63.97	63.82	▲ 0.15	65.05	64.69	▲0.37
13	横浜中	56.94	58.07	58.76	0.69	60.16	60.01	▲0.15
14	相模原	58.98	60.13	61.27	1.14	62.58	63.36	0.78
15	平塚	64.20	65.32	65.45	0.13	66.63	66.55	▲0.08
16	藤沢	65.66	67.06	67.03	▲ 0.04	68.17	68.40	0.23
17	新潟西	71.89	72.90	73.34	0.44	74.30	74.42	0.13
18	新潟東	73.56	74.56	75.54	0.98	76.43	77.12	0.69
19	柏崎	80.53	81.54	82.16	0.62	82.82	83.57	0.75
20	大曾根	66.92	68.04	68.09	0.05	69.19	68.47	▲0.72
21	鶴舞	49.15	51.43	49.47	▲ 1.97	51.02	48.39	▲2.63
22	砺波	84.64	85.29	85.56	0.27	86.11	86.30	0.19
23	富山	74.54	75.49	76.31	0.82	77.17	77.26	0.09
24	金沢北	70.59	71.64	72.46	0.82	73.42	73.73	0.31
25	金沢南	77.01	77.89	78.40	0.51	79.18	79.31	0.12
26	七尾	80.00	81.04	81.33	0.29	82.01	82.17	0.15
27	大手前	46.15	47.51	47.80	0.28	49.39	48.23	▲1.16
28	玉出	42.13	43.49	42.62	▲ 0.86	44.30	42.67	▲1.63
29	福島	53.42	54.68	57.69	3.01	59.05	57.09	▲1.96
30	豊中	60.87	62.15	62.03	▲ 0.12	63.29	63.29	0.00
31	須磨	62.92	64.10	64.95	0.84	66.15	66.00	▲0.15

32	広島東	65.23	66.37	67.35	0.97	68.43	68.16	▲0.27
33	三次	78.35	79.20	80.98	1.78	81.67	81.90	0.23
34	岡山東	73.20	74.19	76.91	2.71	77.73	77.91	0.17
35	出雲	78.31	79.16	80.66	1.50	81.36	81.31	▲0.05
36	高松西	68.19	69.29	69.80	0.52	70.85	71.08	0.23
37	松山東	62.32	63.54	64.80	1.26	65.97	67.20	1.23
38	宇和島	78.69	79.69	79.80	0.10	80.53	80.78	0.26
39	博多	47.01	49.01	49.72	0.71	51.26	50.55	▲0.71
40	八幡	58.68	60.68	61.55	0.87	62.82	62.67	▲0.15
41	中福岡	56.33	57.85	58.18	0.33	59.53	58.69	▲0.84
42	鹿児島南	74.46	75.96	75.79	▲0.17	76.64	77.05	0.41
43	那覇	44.54	46.04	47.42	1.38	48.98	47.97	▲1.02
44	コザ	42.28	43.78	47.20	3.42	48.76	49.71	0.95
45	石垣	47.41	48.91	50.42	1.51	51.92	50.64	▲1.27

(注) 1 機構の資料に基づき、当省が作成した。

2 ▲はマイナスを示す。

3 端数処理を行っているため、現年度納付率の目標とその実績との差（ポイント）と当該欄の数値が一致しない場合がある。

図表 2-(2)-⑯ 各年度における口座振替等の利用状況

① 納付方法別の利用状況

時点	平成 25 年度末	26 年度末	27 年度末	28 年度末	29 年度末
口座振替等（納付書を用いない納付）を行っている者の割合（％）	37.4	37.5	37.0	38.0	38.4
うち口座振替納付	35.6	35.7	35.1	35.7	35.5
うちクレジットカード納付	1.8	1.8	1.9	2.3	2.9
納付書を用いた納付を行っている者の割合（％）	62.6	62.5	63.0	62.0	61.6

(注) 1 機構の資料に基づき、当省が作成した。

2 各欄の数値は、当該年度末における被保険者（保険料の全額の納付を免除又は猶予されている者を除く。）に占める当該納付方法により納付を行っている者の割合である。

② 現年度保険料に係る納付方法別納付月数及びその割合

年度	平成 26	27	28
口座振替等（納付書を用いない納付）による納付月数（万月）	4,738 (55.0%)	4,502 (54.3%)	4,227 (54.0%)
うち口座振替納付	4,488 (52.1%)	4,258 (51.4%)	3,977 (50.8%)
うちクレジットカード納付	250 (2.9%)	244 (2.9%)	250 (3.2%)
納付書を用いた納付月数（万月）	3,870 (45.0%)	3,790 (45.7%)	3,608 (46.0%)
うち金融機関窓口	1,952 (22.7%)	1,446 (17.4%)	1,209 (15.4%)
うちコンビニエンスストア	1,700 (19.8%)	1,760 (21.2%)	1,776 (22.7%)
うち電子納付	218 (2.5%)	584 (7.0%)	623 (8.0%)
計（万月）	8,607 (100%)	8,291 (100%)	7,835 (100%)

(注) 1 機構の資料に基づき、当省が作成した。

2 端数処理を行っているため、口座振替等（納付書を用いない納付）による納付月数及び納付書を用いた納付月数の合計と計欄の数値が一致しない場合がある。

3 () 内は、各年度の現年度保険料に係る納付月数に占める割合である。

図表 2-(2)-⑰ 平成 27 年度及び 28 年度の最終催告状送付者の口座振替の申請状況

勸奨方法	計	① 文書（口座振替 納付申出書等の郵 送）	② 口頭（本人来所時 や架電・受電時）	③ ①と②の 両方
口座振替の勸奨を 行った者（a）	281	179	70	32
口座振替を申し込 んだ者（b）	39 (13.9%)	14 (7.8%)	20 (28.6%)	5 (15.6%)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 調査した 45 年金事務所において、平成 27 年度及び 28 年度に強制徴収の対象として最終催告状を送付した者であって、かつ、口座振替の勸奨が行われた実績が確認できた者の中から 1 年金事務所当たり無作為に 10 人を抽出した（ただし、最終催告状を送付した者がいない年金事務所がある、強制徴収対象未納保険料の納付が終わっていないため口座振替勸奨を行っていない者がいる等の理由から、総数は 281 人となっている。）。

3 () 内は、口座振替の勸奨を行った者（a）に占める口座振替を申し込んだ者（b）の割合（b/a）である。

図表 2-(2)-⑱ 調査した 45 年金事務所における平成 27 年度及び 28 年度に最終催告状を送付した者の口座振替の申請状況

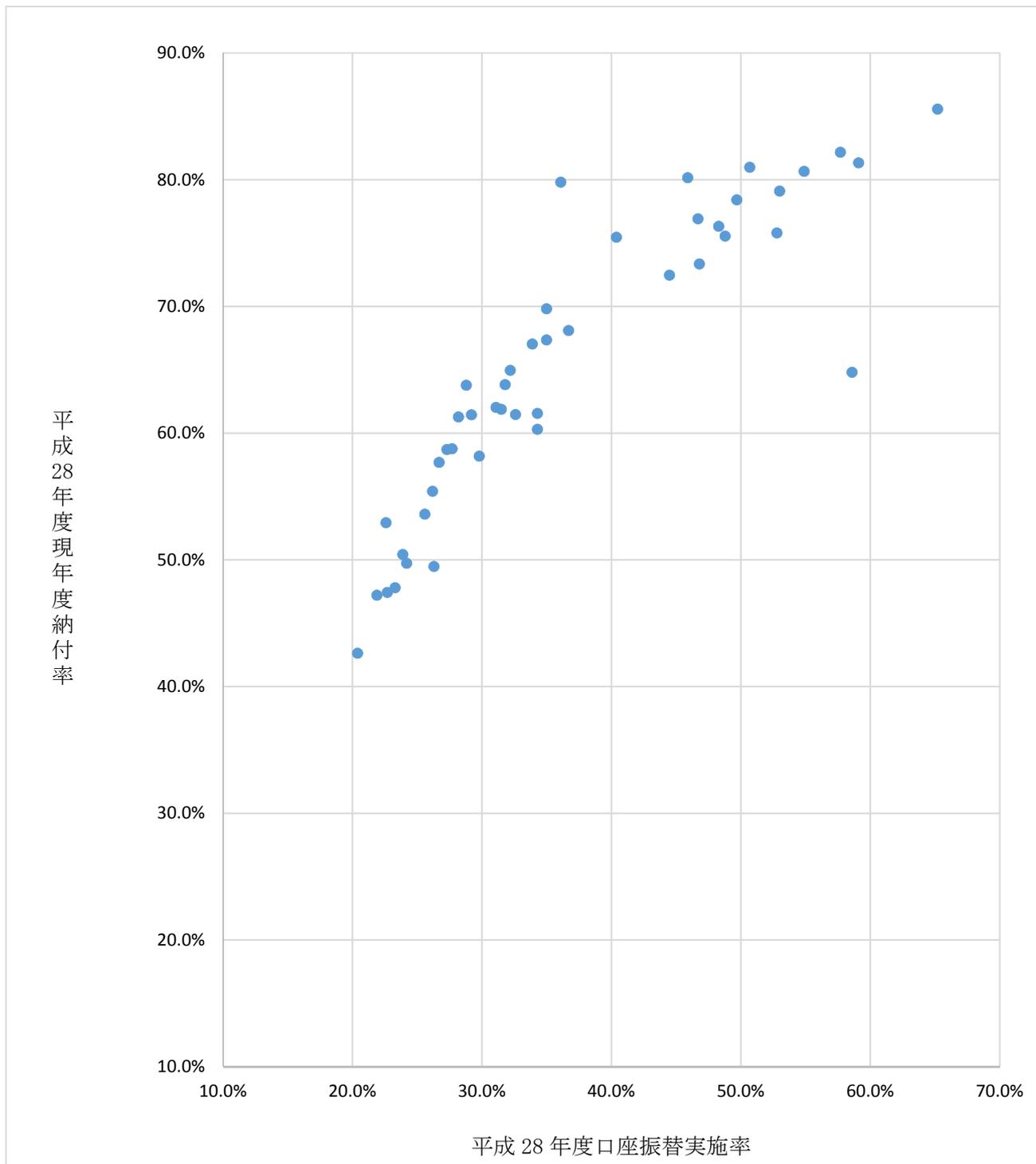
口座振替を申請した者の割合が把握できた年金事務所数 (口座振替を申請した者の割合別)			口座振替を申請した者の割合が把握できなかった年金事務所数	口座振替を申請した者の割合が把握できた 27 年金事務所における 口座振替を申請した者の割合の平均
10%未満	10%以上 20%未満	20%以上 (目標達成)		
8 (17.8%)	11 (24.4%)	8 (17.8%)	18 (40.0%)	14.1%

(注) 1 当省の調査結果による。

2 () 内は、調査した 45 年金事務所に占める割合である。

図表 2-(2)-⑱ 口座振替実施率と現年度納付率との相関関係

○ 相関係数 0.892



(注) 機構の資料（調査した45年金事務所の現年度納付率及び口座振替実施率（いずれも平成28年度））に基づき、当省が作成した。

図表 2-(2)-㉔ 口座振替利用者の現年度納付率（平成 28 年度）

区 分	全体の現年度納付率	口座振替利用者の現年度納付率
調査した 45 年金事務所の平均	62.7%	93.9%

(注) 1 機構の資料に基づき、当省が作成した。

- 2 口座振替利用者の現年度納付率が最も高い年金事務所は留萌年金事務所（95.7%）であり、最も低い年金事務所は那覇年金事務所（90.8%）である。

図表 2-(2)-㉕ 口座振替を開始した強制徴収対象者の保険料の納付状況

① 平成 27 年度及び 28 年度に最終催告状を送付した者であって、年金事務所の口座振替勧奨により口座振替を利用することとなった者	39 人
② ①のうち、平成 29 年 8 月までに口座振替が開始された者	16 人
③ ②の者に係る口座振替開始から平成 29 年 8 月までの納付対象月数	114 月
④ ③のうち納付月数	102 月
⑤ 納付率（④／③）	89.5%

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-㉔ 口座振替の利用促進に係る市の意見（主なもの）

区分	意見の内容
口座振替の開始・停止に係る期間の短縮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金加入時に口座振替等を希望しても、口座振替等を開始するための機構での事務作業に 2 か月程度の期間を要するため、初回の納付は納付書により行わなければならないことについて被保険者から不満が寄せられることがある。口座振替等の開始に係る期間の短縮化を図り、初回納付時から口座振替等を利用できるようにしてほしい。 ・ 国民年金の第 1 号被保険者から第 2 号被保険者に変更となる場合などに、すぐに保険料の口座振替の停止ができるよう、システム等を改善してほしい。例えば、失業者の中には、「すぐに仕事が見付かるから口座振替にしない」、「還付手続が面倒」との理由で口座振替の手続を行わない者がいるため、これらの者に対し、口座振替の停止が容易にできることが説明できれば、口座振替の勧奨がしやすくなる。
口座振替申出手続の簡略化・効率化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民年金と厚生年金保険を頻繁に行き来する被保険者も多くいるが、口座振替を希望する場合、その都度口座振替納付申出書を提出する必要があり、被保険者にとって負担になっている。 ・ 従前第 1 号被保険者として口座振替による納付を行っていた者が、種別変更や海外移住による任意加入を経て、再度第 1 号被保険者となる場合、口座振替納付申出書の提出を省略するなど口座振替申出手続の簡略化を図ってほしい。 ・ 他の公的料金等の口座振替と一括して国民年金保険料の口座振替も申し出ることができるよう、口座振替申出手続を簡易又は柔軟に取り扱ってほしい。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「国民年金保険料口座振替納付（変更）申出書」の提出後、いつ頃から口座振替が開始されるかのタイムスケジュールを示してもらえるとありがたい。国民年金の資格取得の手続を行った者に対して、具体的な説明を行うことにより効果的に口座振替の勧奨を行うことができる。

(注) 当省の調査結果による。

図表 2-(2)-㉓ 国民健康保険の保険料の口座振替による納付を促進するための積極的な取組を実施している例

① 政令指定都市（20市）及び東京都特別区（23区）における状況（平成29年度）

区分	実施している市区
(i) 国民健康保険条例施行規則等において、保険料の普通徴収に係る納付について、その方法を口座振替による旨を規定する等により、口座振替による保険料納付を原則化	20市区（札幌市、仙台市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、浜松市、名古屋市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市、熊本市、品川区、中野区、豊島区、荒川区、葛飾区、江戸川区）
(ii) 金融機関のキャッシュカードで簡単に口座振替の申込みができるサービスや、WEBからの口座振替の申込みができるサービスを導入し、口座振替納付申出書等の記入、提出等をなくして、口座振替の申出手続をより容易にすることができる取組を実施	37市区（札幌市、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市、熊本市、千代田区、中央区、港区、文京区、台東区、墨田区、江東区、品川区、大田区、世田谷区、渋谷区、中野区、豊島区、北区、荒川区、板橋区、足立区、葛飾区、江戸川区）

(注) 1 当省の調査結果による。

2 (i) の「口座振替による保険料納付の原則化」については、平成30年4月時点で、国民健康保険条例施行規則等において保険料の普通徴収に係る納付は口座振替の方法による旨の規定があることを当省が把握した市区、又は、ホームページにおいて国民健康保険の保険料の納付（普通徴収）は口座振替が原則である旨の案内があることを当省が把握した市区を計上している。

3 (ii) の「口座振替の申出手続をより容易にすることができる取組の実施」については、平成30年4月時点で、ホームページにおいて国民健康保険の保険料の口座振替のマルチペイメントネットワークシステム（下記参照）による申込み又はウェブサイトからの申込みが可能である旨の案内があることを当省が把握した市区を計上している。

(参考) マルチペイメントネットワークシステム

マルチペイメントネットワークシステムとは、税金、公共料金、保険料等の収納機関と金融機関との間をネットワークで結ぶことにより、納付者がATM、電話、パソコン等から税金等の支払や口座振替の申込みができ、かつ、その情報が収納機関に通知される仕組みであり、金融機関が主体となって設立された「日本マルチペイメントネットワーク運営機構」が運営している。

このシステムにより提供されるサービスには、①収納サービス（税金、公共料金、保険料等の支払を金融機関のATM、電話、パソコン等を利用してできるサービス）、②口座振替受付サービス（口座振替契約（新規、変更）の受付を、金融機関のキャッシュカードを用いて、収納機関の窓口端末、モバイル端末、金融機関のATM、インターネットバンキング等から行うことができるサービス）等があるが、機構は、①については導入しているが、②については導入していない。

② 保険料の口座振替の原則化を実施した国民健康保険の保険者の例

保険者	事例の内容																
広島市	<p>広島市では、国民健康保険の保険料の収納率の向上を図るため、国民健康保険規則を改正し、平成 29 年度から、普通徴収に係る保険料の納付方法を原則として口座振替とした。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 広島市国民健康保険規則（昭和 34 年規則第 22 号）（抜粋） （保険料の納付方法）</p> <p>第 20 条の 2 普通徴収に係る保険料の納付は、口座振替の方法による。ただし、これにより難しいときは、納付書による納付その他の方法によることができる。</p> </div> <p>（注）平成 29 年 4 月 1 日施行</p> <p>その結果、広島市における平成 29 年度末の国民健康保険の保険料の口座振替実施率は、次表のとおり、前年度末から 3.0 ポイント上昇している。</p> <p>表 広島市における国民健康保険の保険料の口座振替実施率の推移</p> <table border="1" data-bbox="292 898 1439 1043"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口座振替実施率 (%)</td> <td>45.5</td> <td>44.7</td> <td>44.0</td> <td>47.0</td> </tr> <tr> <td>対前年度比</td> <td>-1.0</td> <td>-0.8</td> <td>-0.7</td> <td>+3.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）広島市の資料による。</p>	年度	平成 26	27	28	29	口座振替実施率 (%)	45.5	44.7	44.0	47.0	対前年度比	-1.0	-0.8	-0.7	+3.0	
年度	平成 26	27	28	29													
口座振替実施率 (%)	45.5	44.7	44.0	47.0													
対前年度比	-1.0	-0.8	-0.7	+3.0													
福岡市	<p>福岡市では、国民健康保険の保険料の収納率の向上を図るため、国民健康保険条例施行規則を改正し、平成 27 年度から、普通徴収に係る保険料の納付方法を原則として口座振替とした。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○ 福岡市国民健康保険条例施行規則（昭和 34 年規則第 59 号）（抜粋） （普通徴収に係る保険料の納付方法）</p> <p>第 10 条 普通徴収に係る保険料の納付は、口座振替の方法によるものとする。ただし、これにより難しいときは、納付書その他の方法により納付させることができる。</p> </div> <p>（注）平成 27 年 4 月 1 日施行</p> <p>また、平成 26 年度の途中（27 年 1 月）から、金融機関のキャッシュカードで簡単に口座振替の申込みができるサービスを導入した。</p> <p>これらの取組の結果、福岡市における国民健康保険被保険者世帯に占める口座振替加入世帯の割合は、表 1 のとおり、平成 25 年度末までは減少傾向にあったが、26 年度末以降増加傾向に転じているほか、口座振替加入世帯数も、新規加入世帯を中心に増加している。</p> <p>表 1 福岡市における国民健康保険の保険料の口座振替加入世帯割合等の推移</p> <table border="1" data-bbox="292 1912 1439 2051"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成 23</th> <th>24</th> <th>25</th> <th>26</th> <th>27</th> <th>28</th> <th>29</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口座振替加入世帯割合 (%)</td> <td>40.8</td> <td>40.4</td> <td>40.2</td> <td>40.5</td> <td>42.2</td> <td>43.8</td> <td>45.3</td> </tr> </tbody> </table>	年度	平成 23	24	25	26	27	28	29	口座振替加入世帯割合 (%)	40.8	40.4	40.2	40.5	42.2	43.8	45.3
年度	平成 23	24	25	26	27	28	29										
口座振替加入世帯割合 (%)	40.8	40.4	40.2	40.5	42.2	43.8	45.3										

口座振替加入世帯数（世帯）	91,358	91,125	91,184	91,165	93,834	95,353	97,281
うち新規加入世帯数	12,355	11,905	12,503	12,984	17,144	18,793	19,014

（注）福岡市の資料による。

また、国民健康保険の保険料の収入額に占める口座振替による納付額の割合をみると、表2のとおり、平成25年度までは減少傾向にあったが、26年度以降増加傾向に転じている。

表2 福岡市における国民健康保険の保険料の収入額に占める口座振替による納付額の割合の推移

年度	平成23	24	25	26	27	28	29
収入額に占める口座振替による納付額の割合（%）	56.7	55.6	55.1	55.2	55.6	56.1	56.6

（注）福岡市の資料による。

なお、平成27年度の福岡市における収納方法別の国民健康保険の保険料の現年度収納率（普通徴収）をみると、口座振替以外の方法に係る収納率が82.28%であるのに対し、口座振替に係る収納率は97.47%と高くなっており、その結果、27年度の現年度収納率は、表3のとおり、90%を超えるに至っている（28、29年度も同様）。

表3 福岡市における国民健康保険の保険料の現年度収納率の推移

年度	平成23	24	25	26	27	28	29
収納率（%）	87.07	87.21	87.71	88.81	90.09	90.81	91.69
対前年度比	+0.79	+0.14	+0.5	+1.1	+1.28	+0.72	+0.88

（注）福岡市の資料による。

さらに、金融機関のキャッシュカードで簡単に口座振替の申込みができるサービスの導入後、同サービスを通じて口座振替の加入手続を執った世帯数は、表4のとおり、平成29年度には口座振替の新規加入世帯数の50%以上を占めるようになっている。

表4 福岡市における加入手続別の口座振替の新規加入世帯数の推移

年度	平成27		28		29	
金融機関のキャッシュカードで簡単に口座振替の申込みができるサービスによる加入	6,722	(39.2)	9,333	(49.7)	9,690	(51.0)

複写式の口座振替申込書等による加入等	10,422 (60.8)	9,460 (50.3)	9,324 (49.0)
計	17,144 (100)	18,793 (100)	19,014 (100)

(注) 福岡市の資料による。

福岡市では、同サービスを導入したことにより、次のようなメリットがあったとしている。

- ① 従来、市の窓口に来られて口座振替の申込みをされた方については、書類の受付・確認、金融機関への回送、口座利用確認等の事務が必要であり、市の事務負担が生じていたが、これが不要となった。
- ② 従来、口座振替の申込みから事務処理が完了するまでに少なくとも2週間以上の期間を要していた。このため、口座振替実施者の登録が毎月20日前後であることもあり、申込時期によっては、口座振替の開始が申込みをした月の翌々月となることもあった。同サービスを利用することで、事務手続自体は即日で済むことから、口座振替実施者の登録日までに申込みがされれば、当月末から口座振替が開始されることになった。

(注) 当省の調査結果による。